

令和元年11月

地域ESG融資促進利子補給事業の取扱開始について

北海道信用金庫（理事長 前田 繁利）は、令和元年10月30日、本年度より開始された環境省の「地域ESG融資促進利子補給事業」の指定金融機関に、全国の信用金庫で初めて採択されました。

これに伴い、当金庫の地域ESG融資目標を年間20件、6億円に設定し、11月18日より利子補給事業の対象となる融資の受付を開始いたします。

地域ESG融資とは、地域や企業の持続的発展に必要とされる、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮した事業に関する融資で、このうち、二酸化炭素排出削減効果の高い設備投資に対する融資については、一定の要件を満たす場合、最大年利1.0%、最長3年間の利子補給を受けることができます。

当金庫は、持続可能な社会の実現に向け、地域金融機関としての社会的責任を果たすため、今後とも地域や企業の課題解決に積極的に取り組んでまいります。

利子補給対象融資の概要

取扱開始日	令和元年11月18日（月）
資金用途	地域循環共生圏の創出に資する地球温暖化対策のための設備投資
融資金額	1社あたり10億円以内
融資利率	当金庫所定の利率
利子補給	・融資実行日から最長3年間 ・融資利率（年利）の最大1.0%（ただし、融資利率が上限）
返済方法	年2回（毎年3月10日及び9月10日）元金均等返済
その他要件	・令和2年1月31日までに融資開始日が決定すること ・令和3年9月30日までに設備投資が完了すること

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

※利子補給額の予算を超過した場合、取扱いが中止となる場合がございます。

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道信用金庫 経営サポート部 松本、本城

電話：011（241）2155